福

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告 示

○生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出が ○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 ○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出 あった件

맫

灵

만다

굿

рЦ

Ē

○生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出 があった件 があった件

○道路の供用を開始する件 ○道路の区域を変更する件 件

豐 豐 豊 豊 豊

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 公

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 ○肥料の登録の有効期間を更新した件 ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

○随意契約の相手方を決定した件二件

福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告が あった件

○不在者投票のできる施設として指定した件

74 74

薑 還

告 示

福島県告示第四百五十六号

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残

宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防ととされる生活保護法の規定を含む。) により、介護扶助及び介護支援給付のための居 支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるこ 平成二十八年七月十二日

福島県知事

内 堀

雅

雄

松 ハ 長 ニ ニ ー	石碑デイサー	ルケアネッ 薬局アップ	すみれ薬局	調剤薬局	名業所の
会津若松市一一三一	原七一—一 区大木戸字西 南相馬市原町	一一四—一大泉字大地内伊達市保原町	町二五—一	九三須賀川市南町	所業所の
人心愛会社会福祉法	社会福祉法	ポス会社アット	が薬局 が薬局	有限会社サ	名事業者の
六―二六―二 ポーニ 東	高見町二―七〇	東京都江戸川区	1年	三 須賀川市南町九	事務所の所在地
四 同 月 四 日 年	五月 月二 五日 年	二月一日年	同日	四 平成二八年	指定年月日
居多防 生活型 完機 規 完 整 人	護 防通所介護	同	同	導養防居宅療 管居宅療 理宅療 指療	の 種 類

福

福島県告示第四百五十七号

の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十る同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

猪苗代ニー	磐 梯 モニ ー	
一一 耶麻那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那	道三六六字磐梯字山	
同	同	
同	同	
同	同	
П	В	
護同対防 居多防 生応認宅機小 生応認介宅機小介括型知介能規 活型知護介能規護介共症 資型投予護同対 居多	生 応 認 介 宅 機 小 規 模 形 規 元 預 養 形 選 平 症 型 症 形 費 居 財 所 と 所 表 所 表 一 表 所 表 一 表 所 表 一 表 一 表 一 表 一 表	護 同 対 防 介認 知 が 介認 知 症 升 症 升 症 升 症 升 症 予

(社会福祉課)

平成二十八年七月十二日

福島県知事

内

堀雅

雄

F	変	
ドレミ薬局	更	事
局	灭	業
	前	所
ドファミー	変	Ø
ドレミファーコス薬局	更	名
ュ ス 薬	Σ.	称
局	後	
二上福	"里"老男	事
松二言	(月 <i>0</i>	F D
二 上並松二三十二十 福島市南沢又字	月 右 封	斤工
丁字	月	<u>t</u>
スフ株 ア式 ー会	名	事業
スファーコ株式会社	称	事業者の
<u> </u>	事	
ル二階 ー ムラタヤバ神田練塀町六八東京都千代田戸	務	事業
留 ラカ	所の部	自の主
二階のカラストに日練塀町六八十日練塀町六八十日を	所在地	業者の主たる
	TH.	<u>න</u>

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十八号

平成二十八年七月十二日中成二十八年七月十二日中成二十八年七月十二日中成二十八年七月十二日中の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(平成六年法律第三十号)第十国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中、日法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中、日法第五十条の二第四項において準用する同法第五十八年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

業所よつ葉居宅介護支援事	ビスアップル介護サー	ン結 有護ステーショ 南東北福島訪問	事	巻 介 う 名
字鵯目五〇―三福島市南矢野目	二階 ル福島第五ビル 町一五―四 ウィ 町上新田字卸	リアル二階 オフィスマテ 中島 一一二十二 中島 一	変更前	事業所の
條一七—三 福島市笹谷字中	町一七—七	曲堀東二三―二	変更後	所在 地
よつ葉介 株式会社	ク調剤 有限会社	究 経 疾 患 研 財 団	名 称	事業者の
野字林添七一—福島市飯坂町平	仮家四九福島市鎌田字御	中島七—一一五 郡山市八山田字	事務所の所在地	事業者の主たる

報

福

路

線 名

区

間

の変変 更 更 別後前

(メートル)

(メートル)

	舗			
	あわせ本			
前田一一五—一	カームし	前田一一五—一	六四——	しあわせ本舗
須賀川市浜尾字	合同会社	須賀川市浜尾字	須賀川市茶畑町	合同会社カーム
_	記せングー			
-	生きナノマ			

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十九号

の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。 四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 る同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 平成二十八年七月十二日 次

福島県知事 内 堀 雅 雄

つるが薬局	事業所の名称	美	
鶴賀字堤二—六七	事業所の所名は	巻 斤 つ 斤 王	
医健株式会社	名事業者の		
九 央一—五—二	変更前	事業者の主たる事務	
第二ビル 西部	変更後	@事務所の所在地	

(社会福祉課

福島県告示第四百六十号

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年七月十二 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 一日から二週間一般の縦覧に供す 福島県土木部道路総室道路計画 項の規定に基づき、県道につい

平成二十八年七月十二日

福島県知事

敷地の幅員 延 長

内 堀 雅 雄

	已经汇条		県道熱塩	
先まで 三二九林班と二小班地 三二九林班と二小班地 宇飯豊山乙四七三一番	先から	字飯豊山乙四七三一番	喜多方市山都町一ノ木	
	変更後		変更前	
三 - 五	八 五 ~	111.4	七・五~	

<u>Ŧ</u>i.

 \subseteq

Ŧi.

(道路計画課)

福島県告示第四百六十一号

課及び福島県県北建設事務所で平成二十八年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 平成二十八年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	福島線見見	路 緩 名	ķ
ま	司 市上丁里 一日 日達市上町五	Þ	<u>(</u>
ノ 和 -	市片町五○番地先	Ħ	j
変更後	変更前	の変 見 別 後	更更
六 八 八 八 八	一 六 一 · 四 六 ⁽	(メートル)	敷地の幅員
	_	(メートル	延
七. 〇		トル)	長

(道路計画課)

福島県告示第四百六十二号

計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十八年七月十二日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 ついて道路の区域を次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄 福

	三九九号	路線
	号道	名
ま	日 および 伊達市岡前	区
- 省 士 封	○番 ・地 地	間
変	変更	の変変
変更後	更 前	更更
		別後前
ニー・六~	 五 · 近 四 四 〈	(メートル) 敷地の幅員
. [1] [[1]	11[1 [1] •	(メートル)
· 四	· 四	し
		<u> </u>

(道路計画課)

福島県告示第四百六十三号

松建設事務所で平成二十八年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県道会津若松三島
<u>松</u> 三
自
線名
二同一河 供
一郡六郡 用 五同七柳 用
番
開 始 の
で促 促 の
字字区
2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
平供
成用
八月開
年 七 月 の
二 期

(道路計画課

福島県告示第四百六十四号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年七月一日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

平成二十八年七月十二日

氏名又は名称

片桐

利

福島市西中央五丁

平成二八年七月一日 平成三三年三月三一日まで

から

目五七番

指定の有効期間

福島県知事

ファミリーマート福 及び所在地

売りさばき所の名称

内

堀

雅

雄

福島市大森字下町 島大森下町店 一番地

公

告

公告第百八十号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非

福島県知事

内

堀

雅

雄

平成二十八年七月十二日

平成二十八年五月三十一日申請のあった年月日

名称 特定非営利活動法人ルワンダの教育を考える会

三 代表者の氏名

永遠瑠 マリールイズ

四 主たる事務所の所在地

Б. 定款に記載された目的 福島県福島市野田町四丁目八番二十号

(変更前) この法人は、 発展に寄与することを目的とする。 生きていくための様々な教育支援に関する事業を行い、ルワンダの平和と の機会を与え、 民族や宗教政治思想にとらわれることなく、その人らしく 戦争で心身共に傷ついたルワンダの子供達に対して、

(変更後)この法人は、多くの尊い人命が失われたルワンダの内戦を歴史の教訓と 事業を行い、世界の平和と発展に寄与するとともにその理念を広めること われることなく、その人らしく生きていくための様々な教育支援に関する の子ども達に対して、広く教育の機会を与え、民族や宗教政治思想にとら を目的とする。 「教育は平和と発展の鍵」という理念のもと、未来を担うルワンダ

(文化振興課)

公告第百八十一号

登録の有効期間を次のとおり更新した 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、 肥料の

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅

雄

保証成分量(%)
更新し

(出納総務課)

ンター

次の

町大字一色字ニシキ牧一八番地町大字堤字岩井戸一番地三町大字堤字岩井戸一番地三

町大字大梅字大岩平二七三番地町大字富岡字田中前一八番地

町大字中山本字高瀬一〇〇番地一 町大字八槻字豊作一四六番地一

431	平成28年7月12日	日火曜日	福	島	県	幸	银	第2812号		
同同同	同理役退 土事別任棚地	と 公 お十 告								
	同 金澤 誠資 理事 鈴木 正男 没別 氏名 正男 ・	平成二十八年七月十二日とおり土地改良法(昭和二十四年法律祭工地改良法)の役員が退任し、			/ / 6	1			7 7 5	(福島県)
博昭弘也美	誠正 改名称 良区	平成二十八年七月十二日り土地改良法(昭和二十四年地改良法(昭和二十四年		1	6 油及のだかび粉をそれまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	, ,		 	混合有 機質肥	種類
同同同	同東住所 東白川郡棚 郡棚	万十二四年		1	りな油粉りたかれるなかれるする。			ロ ※ マ ※	混合有 機質肥	谷
郡郡郡同同同	郡郡	任法						П		柊
	向 倉 町町	い、第一方			5.0	ם כ			3.0	全山
型大字式 大字式 手	₹大字 字 全	及び 就 任 五 七 五			2.0	2			3.0	声 聚
山本字	機字下	号)を			1.0	10			I	全量
大字寺山字豊岡八六番大字北山本字平塩一六大字八槻字高渡一五五	馬橋七二	福島県知恵及び就任した旨届出があった。百九十五号)第十八条第十六四			一番に	# 11 #	制御団田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	る成最及の有分大の他の事での事での事であるの	含有を書され	の規格
町大字寺山字豊岡八六番地町大字北山本字平塩一六五番地一町大字八槻字高渡一五五番地二	町大字八槻字下馬橋七二番地二倉町大字金沢内字中背戸続六○番地一	福島県知事 内 堀 雅平成二十八年七月十二日とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、公告第百八十二号			体社 屋式 满足田	<u> </u>		社 限分	ボズミャート	は名称
_		内の規定に	農業総合	目1番25号	個会 松町島津市市大工工	i i ii		中 一丁二 田	茨城県 土浦市	
		雅り、火			半双34 年7月 2日	# 1		2	平成31年7月	の有効期限

同同監同同同同同同同同同同同同同同 事

白兼松溥野 旅井川 年 - 瀬子本井木藤井川 年 - 清俊一喜正俊喜一文收博賢 - 幸同一利一雄清男 - 一回同同同 白兼石小海 旅地川 四 5 瀬子井林井藤地川 四 5 清和克達喜俊良一敏收 意一郎雄一達清雄 松本 一伺 公本沼 政昭 梶 和夫 大河内 清美 鈴木 小 金峰 澤 同 郡同 町大字八槻字下馬橋七二番地一東白川郡棚倉町大字八槻字下馬橋七二番地二東白川郡棚倉町大字金沢内字中背戸続六〇番地一住所

石川郡浅川町大字滝輪字森下一九番地同 郡同 町大字福井字宇井前五八 郡同 町大字福井字宇井前五八番地

同 郡同 町大字流字中豊三三番地同 郡同 町大字山際字屋敷前五八番地同 郡同 町大字上等字 大岩平二七三番地同 郡同 町大字塩字岩井戸一番地同 郡同 町大字塩井字字井前六六番地同 郡同 町大字塩井字字井前六六番地同 郡同 町大字塩井字字井前六六番地同 郡同 町大字塩井字字井前六六番地同 郡同 町大字福井字字井前六六番地同 郡同 町大字流輪字森下一番地 同 郡同 町大字流輪字本下一番地 同 郡同 町大字流輪字本下一番地 同 郡同 町大字流輪字本下一番地 同 郡同 町大字流輪字本下一番地 同 郡同 町大字流字中豊三三番地 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一六四番地の一九同 郡同 町大字玉野字天屋敷九番地

(農村計画課)

Б.

公告第百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次 0)

相馬市成田字大作一六番地

福島県知 事 内 堀 雅 雄

役別 退任した役員 そうま土地改良区 一地改良区の名称

相馬市岩子字坂脇七三番地 相馬郡新地町杉目字五郎四郎 市中 村字川原

四三番

五番

地

相馬郡新地町大字福田字鉄炮町 相馬郡新地町杉目字飯樋六番地 相馬市黒木字町六〇番地の二 市石上字箒平一一八番地 一二八番地

同 市坪田字八幡前一四八番地同 市田下石字高根沢七〇六番地同 市田下石字高根沢七〇六番地同 市田下石字石橋一〇番地同 市田下石字石橋一〇番地相馬郡新地町大字真弓字水神六五番地相馬市新田字南城一二五番地相馬市新田字南城一二五番地地下大字真弓字水神六五番地 地

福

島

県

五番

地

地町大字福田字城ノ内ニ

二八番

地

孝市

登

同同同監同同同同 事

下横齋齋浦山藤藤 小渡 渡 部 内 遠藤 満 祐 幸 義 均 一 弘 雄 精義 善善

相馬郡新地町大字福田字大町二三番地同 市山上字遠藤一四四番地同 市新田字南城一〇三番地同 市新田字南城一〇三番地同 市新田字南城一〇三番地

(農村計画課)

相馬郡新地町大字福田字城ノ内三相馬市黒木字町六〇番地同市田下石字石橋一〇番地同市四八番地同市場部字手ノ沢三二八番地同市場部字手ノ沢三二八番地同市場部字手ノ沢三二八番地 相馬郡新地町杉目字五郎四郎相馬市中村字川原町四三番地住所 相馬市岩子字坂脇七三番地

義保敏幸正清正憲秀幸彦行一一明美郎清

公告第184号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
 - 脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 5,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年5月25日

平成28年7月12日 火曜日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ケ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額 34,344円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第185号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
 - 脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 5,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年5月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額 9,720円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

福 島 県選 一举管理委員 会

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

して次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 平成二十八年七月十二日 第百六十一条第一項第三号に規定する施設

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

同	六月二一日 日	指定年月日
作一番地 同 市平	地の一 浅貝二二番 北わき市常	所 在 地
輪 場 り わき 平競	ラザ 康・福祉プ いわき市健	名 称 称
いわき市長	ラザ館長 康・福祉プ いわき市健	管 理 者
ヌートル 二三二〇人	二三八平方メーニ〇人	聴衆席の面積
二三二〇人	三〇人	見込人員数

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

福

治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六条、第百十四条、第百十七条若しくは号(漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自 第百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設とし 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二 (漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自 平成二十八年六月二十九日次のとおり指定した。

平成二十八年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

ムサニーポート小名浜 社会福祉法人容雅会特別養護老人ホー 施 設 0 名 称 いわき市小名浜字神成塚一三三番地の 施 設 0) 所 在 地

> 老人ホームはなまるファミリア 社会福祉法人飛鳥地域密着型特別養護

いわき市平上荒川字林作 |○三番

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】 発行者 印刷所 島 翩 株式会社 第 印